旭川流域連絡協議会 災害情報連絡部会 規約

(名称)

第1条 本会は、旭川流域連絡協議会 「災害情報連絡部会」(以下「部会」と いう。)と称する。

(目的)

第2条 部会は、平常時からの防災情報の共有・提供の徹底や自治体への防災 支援体制の強化を図ることにより、流域の安全に資することを目的とす る。

(活動)

- 第3条 部会は、災害時に自治体の災害対応が迅速かつ安全に行えるよう、平常時よりハザードマップ作成等の自治体への防災支援体制の強化及び災害情報の共有・提供等を行う。
 - 2 関係行政機関及び吉井川・旭川洪水予報連絡会・水防連絡会と情報の 交換を行う。

(会員)

第3条 部会の会員は、旭川流域連絡協議会幹事及び各組織の防災担当部局と し、別表1に示す者をもって構成する。

(役員)

第4条 部会には次の役員を置く。

会長 1名 副会長 2名

- 2 会長は、部会を代表し、会務を統括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を代行する。
- 4 会長・副会長は、旭川流域連絡協議会会長及び副会長の属する自治体 の幹事とする。

(会議)

- 第5条 部会は、必要の都度会長が召集し開催する。
 - 2 会長は、必要に応じて会員以外の関係者等の出席を要請することができる。

(事務局)

第6条 部会の事務局は国土交通省岡山河川事務所調査設計課及び岡山県土木部河川課に置く。

(附則)

- 1 この規約は、平成17年3月17日から施行する。
- 2 平成18年5月29日(別表1会員構成改正)

- 3 平成18年11月10日(別表1会員構成改正)
- 4 平成 1 9 年 3 月 9 日 (別表 1 会員構成改正)
- 5 平成19年10月15日(別表1会員構成改正)

旭川流域連絡協議会 「災害情報連絡部会」 会員構成

岡山県 総務部危機管理課 副参事

土木部河川課 副参事

備前県民局 建設部 参事、防災担当課長

東備支局 地域建設室 建設企画課長、防災担当課長

美作県民局 建設企画課長、防災担当課長

真庭支局 地域建設室 建設企画課長、防災担当課長

岡山市 本庁 河川港湾課長、防災担当課長

御津支所 産業建設課長、防災担当課長 瀬戸支所 産業建設課長、防災担当課長 建部支所 産業建設課長、防災担当課長

赤磐市 本庁 建設課長、防災担当課長 吉備中央町 農林建設課長、防災担当課長 美咲町 本庁 建設課長、防災担当課長

旭総合支所 産業建設課長、防災担当課長

久米南町 建設課長、防災担当課長

真庭市 本庁 建設部 維持管理課長、防災担当課長

蒜山振興局(八束支局) 産業建設課長、防災担当課長

鏡野町 本庁 建設課長、総務課 主任

富振興センター 産業建設課長、防災担当課長

新庄村 産業建設課長、防災担当課長

国土交通省 岡山河川事務所 技術副所長、調査設計課長

旭川流域連絡協議会 災害情報連絡部会 イメージ図

